

BELS 評価手数料

<一戸建て住宅>

(税込み、単位：円)

申請方法	手数料
① 単独申請	32,000
② 断熱等性能等級3以上であることに関してBELS以外の業務と併願申請するもの（例：設計住宅性能評価、長期優良住宅で一次エネルギー消費量等級の審査を含まないもの等）	15,000
③ 断熱等性能等級3以上かつ一次エネルギー消費量等級3以上であることに関してBELS以外の業務と併願申請するもの（例：設計住宅性能評価、低炭素建築物、長期優良住宅で一次エネルギー消費量等級の審査を含むもの等）	7,000

- ※1 断熱等性能等級については、結露防止対策に関する審査を含まないものも対象とする。
- ※2 併願申請には、審査済の場合を含むものとする。
- ※3 計画変更の手数料は、当初の手数料の2分の1の額（税込み、千円未満切り捨て）とする。